

実務研究

日本税務会計学会
平成25年10月 月次研究会



吉川 保弘 [京橋]

過大支払利子税制の仕組みと課題

1. はじめに

平成24年税制改正において関連者等に関する支払利子等の損金不算入(措置法66条の5の2、以下過大支払利子税制といいますが)の制度が導入されました。過大な支払利子に対応する手段としては①過大な利率に対する手法、②資本に比して過大な負債利子に対応する手法、③所得金額に比して過大な支払利子に対応する手法がありますが、我が国においては①については移転価格税制、②については過少資本税制で対処できませんが、過大な量の支払利子を通じた租税回避に脆弱であることからわが国の課税ベースの浸食を防止するための措置を講じたものとされており(24年版改正税法のすべてP559)。

2. 過少資本税制、移転価格税制の機能と役割

OECDモデル条約24条(無差別条項)は、独立企

業間原則に沿ったものであれば違反とならないとしております。1987年OECD「過少資本」報告によれば、過少資本かどうかの測定基準として2つのアプローチを挙げています。一つは、独立企業間原則アプローチで、個々の調達に関して出資の条件および性質、並びに、それが行われた状況を見て、すべての事実及び状況を勘案して出資の本質が借入か自己資本かを決定します。二つには、定率アプローチといわれるもので、借入企業の債務全額がその自己資本の一定割合を上回る場合は、当該借入に係る利子、あるいは承認された割合を上回る部分は、自動的に配当として扱われるというものです。ところで、政府が公表(官邸HP http://kankei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013_p4参照)しております「新たな成長戦略」日本再興戦略「JAPAN IS BACK」を策定し「国際展開戦略」に抛りますと、対内直接投資の活性化に向け、特区制度の抜本的改革や、政府外国企業支援・誘致体制の抜本的強化を掲げております。

そこで、政府のこの成長戦略に資する観点から、投資環境として過大支払利子税制はどのように機能するかを考察してみることができました。

3. 過大支払利子税制の基本的な仕組み

過大支払利子税制においては、調整所得金額の50%を超える部分を過大支払利子として損金不算入とするとしております。

調整所得金額の算出は、「i」当期の所得金額+ii 関連者純支払利子+iiiその他(減価償却費、受取配当益金

4. 今後の課題

本税制は、単純に数額を租税回避の目安として設計されているため上記例のように企業会計上では赤字となつていても課税が生じる場合があり得ます。

必要な資本が融資となつていくという観点からの租税回避に対しては、過少資本税制で規制しており、また税率の高さによる規制は移転価格税制で規制しております。何をもちて租税回避とするかですが、金子宏先生は「私法上の選択可能

外関連者を行う金銭の貸付又は借入に係る利率については独立企業間利率に則つたものと比較して差があれば差額分について所得移転があったものとして課税することとしています。過少資本税制では金利水準ではなくて国外関連者からの借入金(の総額が問題)借入サイドの問題)となるのに対して、移転価格税制では、国外関連者からの高金利のみならず、低金利も対象となることに違いがあります。独立企業間価格を超える部分の金額は「負債利子等」の額に含めないことで調整されております。

過少資本税制がモデル条約9条違反とならないのは、独立企業間原則に沿っていることを証明しそれが認められる仕組みが担保されているからとされています(志賀櫻稿「過少資本税制」ジュリスト998号p7)。この立場からは、移転価格税制には適正金利のみならず適正借入量も測定しなければなりません(独立企業間原則には、量的な規則もあるのです)。

収入	100
利子	△40
償却費	△21
その他経費	△39
当期利益	0
調整所得	61
限度額	30.5
損金不算入額	9.5
当期申告額	9.5

恐れずにとめれば創設企業において創設時から必然的に生じるというものではありません。下記例をあげて、借入金使途(工場5億円耐用年数24年、土地5億円、調達レート4%、支払利子400万円の場合において、受取配当益金不算入額、貸倒損失がないものとして、具体的に検討してみます。

融機関から関連会社の保証なしで融資を受けた場合には、課税対象とはなりません。しかし、現実には、新設の外資系の内国法人が国内で資金を調達することは相当な困難を伴うものと考えられます。

租税回避かどうかの判断基準は、正常取引かどうかです。新規にわが国で事業展開するとき、必要な資金を仮に親会社から借り入れた場合に、過少資本税制及び移転価格税制のクリアーを前提として、その借入金(を例えればわが国での事業に使用せずに単に預金となつているというようなケース、あるいは出資が明確に借入金に変化しているケース)においては、進行している事業から得られる利益を圧縮するためのツールとして使用していると認定することができそうです。

本税制の適用前の当期申告額を0の場合における本税の要素がどのような影響を与えるかを見ますと、このケースにおける限度計算の調整額の加算要素は利子と減価償却費となります。ですので、支払利子が常に減価償却費より大きい場合に損金不算入額が生じます。

すなわち、(50-10)×0.5=22.5(△)と計算すると、ここからいえることは、製造業として工場設備等を購入し減価償却費が多額に発生する場合には、多くの場合この税制による課税問題は生じないということが推測されます。

しかしながら、大きな減価償却費の発生が望めない、例えばアジア地区の統括会社をわが国に設置して幾つかの外国子会社を持つと言ったようなケースでは、必ずしも租税回避行為とは言えないと考えます。現に外国子会社合算税制では、2以上の子会社を管理運営する統括会社は合算対象から外されております。本制度では適用対象となり過大支払利子による課税問題は大きなものとなるものと考えられます。

「政府外国企業支援・誘致体制の抜本的強化」が、具体的にどのような観点で考えられているかは定かではありませんが、例示した統括会社のケース、減価償却資産を持たないソフト事業のケースは、本税制が想定しているような過大な支払利子の意図的な創出とは必ずしも言えないと考えます。仮に、必要な資金を出資ではなく借入金で行っているケースだったとしても、我が国における事業を行う投資としては、租税回避とは言えない実態のある借入金といえるのではないかと考えます。インバウンド投資を求める場合に、ハード企業に有利でソフト企業に厳しい税制は、わが国に外資を引きつける阻害要因となるのではないかと考えます。

そこで、現行税制においては、支払利子が調整所得の50%未満の場合かつ100万円以下の場合に適用除外となっておりますが、これに該当しない場合であっても、正常取引(単純な融資をいい、第三者取引を装ったもの等租税回避行為は対象外とするのは当然です)においては適用除外とすべき条項を設けるべきであると考えます。

内国法人グループ間においては、資金の需給をグループ内で実施していることは多く見られることです。その企業の資金調達行動がわが国企業と同様の行動であるのなら、正常取引であるという事業基準も必要と考えます。